障害者サービスと著作権関連法規

1 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)(抄)

* 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 28 年法律第 108 号)第 8 条に基づく著作権法の一部改正及び著作権法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 30 号)に基づく著作 権法の一部改正後の条文である。

(権利の目的とならない著作物)

- **第十三条** 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。
 - 一 憲法その他の法令
 - 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
 - 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
 - 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

(同一性保持権)

- **第二十条** 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、 切除その他の改変を受けないものとする。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一~三 〔略〕

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認め られる改変

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。[以下略]

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

- 第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。
- 2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 • 4 〔略〕

(視覚障害者等のための複製等)

- 第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。
- 2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は 公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。) を行うことができる。
- 3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(聴覚障害者等のための複製等)

- 第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者(以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式(聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。)について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。
 - 一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために 必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うこと。
 - 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること(当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。)。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 · 3 〔略〕

- 4 公表された著作物 (映画の著作物を除く。) は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者 から料金を受けない場合には、その複製物 (映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該 映画の著作物の複製物を除く。) の貸与により公衆に提供することができる。
- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設 (営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。)は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の十 第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)若しくは第三項 後段、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項 若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二 (第二号を除く。以下この条において同じ。)、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十 一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十六条から第四十七条の二までの規定により <u>複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物</u>(第三十一条第一項若しく は第三項後段、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の 著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含 む。以下この条において同じ。)を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十一条 第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、 第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二の規定の 適用を受けて作成された著作物の複製物(第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項又は第 四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。)を、第三十一条第一項若しくは第 三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、 第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二に定める目的以外の目的の ために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(出所の明示)

- **第四十八条** 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。
- 一 第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第 三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合
- 二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第 二項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合
- 三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その

出所を明示する慣行があるとき。

- 2 前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のもので ある場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。
- 3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規 定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

(保護期間の原則)

- 第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
- 2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。)七十年を経過するまでの間、存続する。

(無名又は変名の著作物の保護期間)

- **第五十二条** 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年を経過するまでの間、存続する。 ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後七十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後七十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 一変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。
 - 二•三 [略]

(団体名義の著作物の保護期間)

- **第五十三条** 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年(その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年)を経過するまでの間、存続する。
- 2 · 3 〔略〕

(映画の著作物の保護期間)

第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年(その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年)を経過するまでの間、存続する。

2 · 3 〔略〕

(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、 著作者の死後七十年、著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後 七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

(著作物の利用の許諾)

- **第六十三条** 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
- 2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利 用することができる。
- $3 \sim 5$ 〔略〕

附 則 (平成 28 年法律第 108 号) (抄)

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定による改正後の著作権法(次項及び第三項において「新著作権法」という。)第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十七条並びに第百一条第二項及び第二号の規定は、施行日の前日において現に第八条の規定による改正前の著作権法(以下この項において「旧著作権法」という。)による著作権又は著作隣接権が存する著作物、実演及びレコードについて適用し、同日において旧著作権法による著作権又は著作隣接権が消滅している著作物、実演及びレコードについては、なお従前の例による。

2 著作権法施行令(昭和 45 年政令第 335 号)(抄)

※平成30年法改正未反映

(視覚障害者等のための複製等が認められる者)

- **第二条** 法第三十七条第三項(法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(イ、二又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)
 - イ 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第七条第一項の障害児入所施設及び児童発達支援センター
 - ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設
 - ハ 国立国会図書館
 - ニ 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設
 - ホ 図書館法第二条第一項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)
 - へ 学校図書館法 (昭和二十八年法律第百八十五号) 第二条の学校図書館
 - ト 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第五条の三の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
 - 二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人(法第二条第六項に規定する法人をいう。以下同じ。)のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(聴覚障害者等のための複製等が認められる者)

- **第二条の二** 法第三十七条の二(法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。
 - 一 法第三十七条の二第一号(法第八十六条第一項及び第三項において準用する場合を含む。) に掲げる利用 次に掲げる者
 - イ 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報

を提供する事業を行う者(国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。)

- ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等の ための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、 経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの
- 二 法第三十七条の二第二号(法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。)に 掲げる利用 次に掲げる者(同号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定め る基準に従つて行う者に限る。)
 - イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者((2)に掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、(3)に掲げる施設を設置する者にあっては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)
 - (1) 大学等の図書館及びこれに類する施設
 - (2) 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設
 - (3) 図書館法第二条第一項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)
 - (4) 学校図書館法第二条の学校図書館
 - ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等の ための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとし て文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第一号ロ又は第二号ロの指定をしたときは、その旨を官報で告示する。